

岩手県監査委員告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定により監査を行ったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年12月6日

岩手県監査委員 岩 淵 誠
岩手県監査委員 佐々木 茂 光
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

第1 請求に対する判断

請求を棄却する。

第2 監査の請求

1 請求人

一関市 菊地 和夫

一関市 伊藤 親吉

一関市 永澤 國雄

2 措置請求書の提出日

令和4年9月29日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨

岩手県知事（以下「知事」という。）が令和4年9月27日の故安倍晋三国葬儀（以下「本件国葬」という。）に県費を使って参列することは、以下の理由で違法・不当である。

ア 本件国葬は「法の下での平等」を定めた憲法第14条に違反している。

イ 本件国葬は「思想・信条」を保障した憲法第19条に違反している。

ウ 本件国葬は「戦前の国葬令」の廃止後、法的根拠がない。

エ 本件国葬は閣議決定だけで国会の論議なしで立憲民主主義に反する。

オ 本件国葬は主権者である国民の過半数が反対している。

(2) 措置請求

ア 本件国葬に知事が出席・参列する際の公金支出の差止めを請求する。

イ 本件国葬に知事が出席・参列する際の公金を支出済みの場合は返還請求に切り替える。

(3) 事実を証する書面

令和4年9月15日岩手日報記事

4 請求の要件審査

本件請求については、法第242条に規定する要件を備えているものと認め、これを受理し、監査を実施した。

第3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定により、令和4年10月17日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人のうち2名から陳述があり、本件請求の趣旨を補足した。

請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件国葬は違憲、不法又は不当である。憲法第14条の法の下での平等、憲法第19条の思想良心の自由違反だけでなく、憲法第20条の国の宗教活動の禁止に違反している。また、憲法第72条において定められた内閣総理大臣の職務に反して内閣を代表して議案を国会に提出することをせず、憲法第83条において定められた財政処理の基本原則に反して国の財政を処理する権限を国会の決議に基づいて行使しておらず、憲法第85条の国費支出と債務負担の国費を支出するには国会の議決に基づ

くことを必要とする規定にも違反しており、憲法第99条の憲法擁護の義務にも違反している。

戦前の国葬令の廃止後、法的根拠がないため本件国葬は不法であり、また、閣議決定だけで国会の十分な論議がないため本件国葬は立憲民主主義に反する。国民の過半数が反対しているのに、強行するのは不当である。

したがって、国が個人の葬儀を行うことに、法律上の根拠はなく、個人の葬儀費用に国民の税金を使うことは、財政法（昭和22年法律第34号）違反でもある。憲法第20条第2項に、「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。」とあるのに、今回、知事が本件国葬に参列し、県費を支出したのは、地方財政法（昭和23年法律第109号）に違反する疑いもあり、不法又は不当である。

また、県内市町村に半旗・弔旗掲揚と、弔意表明を指示したことも、違憲のおそれがあると判断せざるを得ない。

よって、法第242条第1項の規定に基づき措置請求をする。

- 2 知事が、この問題がある本件国葬に出席した経緯とその事由がよく分からない。また、どのような内容に基づいて、県費の適正な執行と判断したのか理解できない。そして、今回の公金の支出は、地方財政法等の趣旨に基づいているとは到底考えられない。したがって、返還請求という形になる。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

知事及び随員職員の本件国葬への出席・参列に係る支出（以下「本件公金の支出」という。）が、法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に当たるかどうかについて監査対象事項とした。

2 監査対象機関

本件公金の支出に係る事務を分掌する政策企画部秘書課（以下「秘書課」という。）に対して、令和4年11月10日に監査を実施した。

本件公金の支出に係る手続を確認するとともに、本件国葬の内容、知事の出席の理由及び請求人の主張に対する見解等について説明を聴取した。

監査対象機関の説明は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件国葬の実施決定手続については、令和4年7月22日の閣議において、名称を「故安倍晋三国葬儀」とし、同年9月27日、日本武道館において執り行うことが決定された。また、同年8月26日の閣議において、本件国葬に係る費用として、今年度予算の予備費から2億4,940万円を支出することが決定された。
- (2) 本件国葬は、閣議決定に基づく国の儀式として執り行われることとなり、国葬儀委員長の岸田文雄内閣総理大臣から知事宛てに出席案内があった。内閣総理大臣経験者の葬儀は、直近では、令和2年の「故中曽根康弘 内閣・自由民主党合同葬儀」があるが、知事への出席案内はなかった。それ以前も、都道府県知事を対象とした案内は全国知事会の会長のみと思われ、公務として知事が出席した記録もない。前例がなく、判断基準もないが、本件国葬に係る案内状は、行政官庁である総務省を経由し全国知事会から届き、内閣と本県の関係から総合的に判断し、知事が公務として出席することとした。なお、代理出席は認められていない。
- (3) 本件国葬は、閣議決定を経て国費で執り行われた国の儀式である。国葬儀委員長の岸田文雄内閣総理大臣からの正式な案内もあり、知事が地方公共団体の長として公務で出席したことは、適当であると考えられる。
- (4) なお、知事の本件国葬への出席を含め、弔旗の掲揚や本件国葬当日の本県の対応について、県政記者クラブ各社を通じて令和4年9月14日に公表を行っており、県内市町村及び岩手県教育委員会に対し、弔意表明の周知は行わないことを公表している。

第5 監査の結果

1 認定した事実

- (1) 知事の本件国葬への出席に係る決定手続については、次のとおりである。令和4年8月17日、総務省を通じて内閣府から全国知事会に参列者の推薦依頼があり、全都道府県知事を参列者として推薦する旨、全国知事会からメールで連絡を受けていた。同年9月9日、総務省を通じて、全国知事会に全都道府県知事宛ての案内状が一括して届き、岩手県東京事務所職

員が全国知事会に赴き受領し、秘書課に郵送した。同月12日、知事宛て案内状が秘書課に到着し、同月13日、知事の本件国葬への出席が機関として決定されていた。なお、全都道府県知事を参列者として推薦することが判明した当初から、知事の出席について検討を重ねていたが、正式な案内状が届き、その内容を確認した上で、正式に県として機関決定することとしていた。同月14日、知事の本件国葬への出席を含め、弔旗の掲揚や本件国葬当日の本県の対応について決定し、県政記者クラブ各社を通じて公表を行っていた。なお、県内市町村に対し弔意表明を指示した事実はなかった。

- (2) 知事及び随行職員の旅行については、本件国葬への出席を決定する前から、令和4年9月28日のいわて純情米新CM発表会・新米トップセールスへの出席を決定し、関係機関と調整していたことから、2つの用務を遂行するため同月26日から同月28日までの2泊3日の旅行行程とし、同月15日付けで旅行命令権者の命令を受けていた。
- (3) 知事及び随行職員に係る旅費の県費支出額とその内訳については、知事が77,360円、内訳は、交通費が39,760円、宿泊料が29,600円、日当等（現地経費）が8,000円であり、随行職員が67,360円、内訳は、交通費が39,760円、宿泊料が21,800円、日当等（現地経費）が5,800円となっていた。
- (4) 知事及び随行職員の旅費に係る支出は、令和4年9月15日付けで決定され、同月22日に支払が行われていた。

2 判断

以上のような事実関係の確認などに基づき、本件請求について次のように判断する。

(1) 本件国葬の違憲性、違法性又は不当性について

請求人は、本件国葬が違憲、違法又は不当であると主張しているが、住民監査請求は普通地方公共団体における財務会計上の行為又は怠る事実が対象であり、本件国葬は岩手県の財務会計上の行為ではないため、本件国葬の違憲性、違法性又は不当性については住民監査請求の対象とはならない。

(2) 旅費支出の違法性又は不当性について

ア 本件国葬は、閣議決定を経て国費で執り行われた国の儀式であり、内閣総理大臣名で知事宛てに送付された案内状に基づき公務として出席することは、社会通念上相当と認められる社交儀礼上の行為であると考えられる。

イ 知事の本件国葬への出席・参列に伴う旅費の公金の支出は、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年岩手県条例第7号）等を根拠に支出されるものであり、所定の手続を経て、適正に執行されていたものと認められる。

ウ 知事の本件国葬への出席・参列に伴う随行職員の旅費の公金の支出は、一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和28年岩手県条例第14号）等を根拠に支出されるものであり、所定の手続を経て、適正に執行されていたものと認められる。

エ 知事は、自身の出張について裁量権を有しており、本件国葬が国において閣議決定され、内閣総理大臣から案内があったものであることを踏まえれば、知事が県費により出席することとした判断は、裁量の範囲内と考えられ、本件公金の支出については、同判断に基づき、所定の手続を経て適正に執行されている。また、請求人が主張している地方財政法等に照らしても違法性又は不当性は認められない。

3 結論

以上のことから、本件公金の支出について違法又は不当であるとの請求人の主張には理由がない。